2025年1月21日
〔第1.1版で点検〕

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

概　要

１．法人名等

法　　人　　名	学校法人　久留米大学
法　人　代　表　者	理事長　永田　見生
担　　当　　部　　署	総務部総務課
お　問　合　せ　先	0942-31-7516（総務課直通）

２．「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1.自律性の確保	「遵守」	1−1	「遵守」
2.公共性の確保	「遵守」	2−1	「遵守」
		2−2	「遵守」
3.信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3−1	「遵守」
		3−2	「遵守」
		3−3	「遵守」
4.継続性の確保	「遵守」	4−1	「遵守」
		4−2	「遵守」

３．遵守状況の確認フロー図

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

１．各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「１．自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則１－１　教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。 なお、2022年度からの５年間の指標となる「学校法人久留米大学将来構想Vision 2022–2026」を策定し、ホームページ等を通じ、法人内外に広く公表している。

基本原則「２．公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則２－１　有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則２－２　社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。なお、将来構想に掲げる「地域社会との連携推進」、「産学官との連携」に基づき、社会連携・社会貢献の各方針を定め、多彩な地域活動を展開しており、特に地域の特徴ある産業の振興・ 発展に向けたイベントやプロジェクトを学生が主体的に開催又は参加するなど、学生の 地域産業の理解にもつなげる取組みを行っていることについては、大学基準協会における認証評価（2020年度受審）において、長所として高く評価されている。

基本原則「３．信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則３－１　法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則３－２　理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則３－３　積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

基本原則「４．継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則４－１　大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	一部もしくは全ての重点事項について、別の方策によって達成できている
遵守原則の遵守方法に係る説明	基本的に私大連コードに定められた方策等に基づき、執り行っている。 実施項目4-1⑦については、現状、ＩＴの活用等による政策の執行状況把握ツールなどは有しておらず、現在、本学におけるＤＸの推進を検討するためのＷＧを設置し、検討を進めている。 ITの整備は不十分であるものの、政策執行状況については毎月の会議体、文書等で報告する仕組みができていることから、「遵守」と判断している。

遵守原則４－２　財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。